

第4章 施策の内容

政策Ⅰ 誰もがわかりあうまちづくり

施策① 男女平等の意識啓発

施策の目的

男女の性別に起因する不利益な状況や差別をなくし、誰もがお互いを尊重し合い、支え合う社会を築いていくため、多様な機会を活用して男女平等意識に関し、正しい知識の普及と意識啓発を推進します。

現況と課題

市民の意識や行動、社会制度・慣行等の中には、性別による偏りや、「男は仕事・女は家庭」といった男女の役割に対する固定的な考え方が現在でも根強く見られます。

男女間の不平等は人権の問題でもあります。現実には性別による役割分担意識があることから、社会の様々な場面で、女性が男性に比べ、不利な状況にあることが指摘されています。

平成17年度に実施した「市民意識調査」によると、学校教育の場を除く社会通念、慣習、しきたりなど、社会のあらゆる場面で男性優遇と感じている人が平等と感じている人を大きく上回る結果となっています。

このような固定的な性別役割分担意識を解消し、自らの個性と能力によって生き方を選択し、対等な立場でお互いを支えあう社会にするためには、市民一人ひとりの意識の見直しが必要です。

一人ひとりがこのような意識に気づき、しきたりや慣習について見直すなど、できるところから行動していくことが大切であり、そのため様々な情報の発信など積極的な啓発活動への取り組みが必要です。

施策の体系

施策

男女平等の意識啓発

基本事業

- ① 男女平等意識に関する積極的な情報発信・啓発

基本事業

① 男女平等意識に関する積極的な情報発信・啓発

男女平等意識に関して市民とともに考えることを目的とした研修会などを積極的に開催するとともに、啓発情報誌の発行など啓発活動を充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び 時期	協働
1	男女共同参画に関する研修会等の開催	男女共同参画に関する理解を深めるための研修会等を開催します。また男性や若年層など、関心の低い層への参加の促進に努めます。	企 画 課 生涯学習課 市 民 課	◎ ◎ ◎	
2	啓発情報誌の発行	啓発情報誌を発行し、男女共同参画意識の啓発や情報の提供に努めます。	企 画 課	○	○
3	市職員研修の実施	男女共同参画について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう、研修を行います。特に幹部職員（部長、課長）の研修に力を入れます。	総 務 課 企 画 課	◎ ◎	
4	男女共同参画に関する意識調査の実施	様々な分野ごとの男女共同参画に関する意識調査を実施・分析し活用します。	企 画 課	◎	○
5	図書購入	男女共同参画に関する図書、雑誌、視聴覚資料等を広く収集し、提供します。	図 書 館	◎	
6	外国人の人権尊重に関する意識啓発・情報提供	外国人の人権に関する意識啓発や情報提供の充実に努めます。	市 民 課	○	



施策② 家庭における男女共同参画の促進

施策の目的

家庭の中での不平等を解消し、男女が対等なパートナーとして共に支え合うという意識をお互いにもてるよう、学習の機会と情報提供を充実させ、男女共同参画の意識の浸透に努めます。

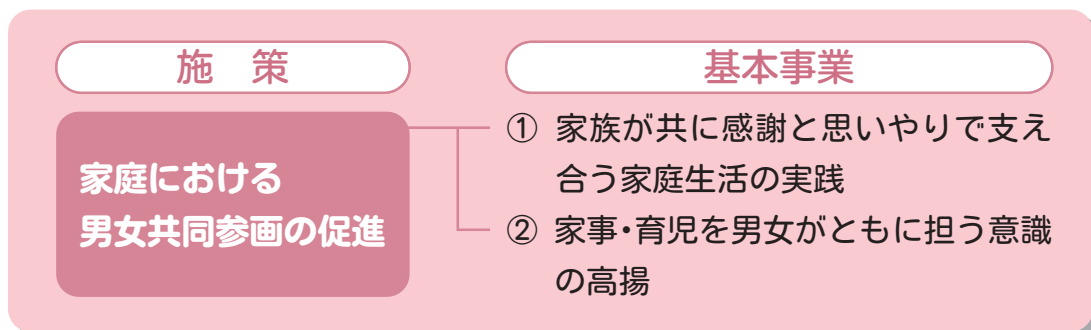
現況と課題

「男は仕事・女は家庭」といった男女の役割に対する固定的な考え方が現在でも根強いなか、特に家庭においては、固定的な性別役割分担意識が再生産されやすいと考えられます。

平成17年度に実施した「市民意識調査」によると、女性は、家事・育児・介護など家庭内のどの項目にもかかわっているのに対して、男性がかかわる度合いは内容によって違ってきます。特に食事に関することは女性が主に担っているのが現状です。

人間形成の基礎を育む場として、家事・育児・介護など男女を問わず家族全員で分担することは、男女平等意識を育てるうえで大変重要なことであり、家庭教育等を通じた、ジェンダーにとらわれない考え方を浸透させていくことが必要です。また、家庭と仕事・地域生活を両立していくには、家事・育児・介護などの負担を社会全体で支援していくという意識の醸成を図ることも必要です。

施策の体系



基本事業

① 家族が共に感謝と思いやりで支え合う家庭生活の実践

家族を構成している男女が、協力してお互いの人格を尊重し、認め合いながら家庭生活を過ごせるための支援を充実します。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び 時期	協働
7	家庭教育学級の開催	小学校・中学校と連携した子育て支援やお互いの人格を尊重し認め合い、名前で呼び合うなど、思いやりのある家庭に関する学習会を開催します。	生涯学習課	◎	○
8	パパ・ママ教室の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考えるきっかけづくりを行います。	健康増進課	◎	
9	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	男女が共に家事や育児、介護に参画することの重要性や、一人ひとりが責任をもって家庭経営を行えるよう広報・啓発を行います。	企 画 課	○	○

② 家事・育児を男女がともに担う意識の高揚

男女がともに家事・育児・介護を分かち合う視点に立った講座等を開催し、家庭生活の分担についての意識啓発を推進します。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び 時期	協働
10	子育てに関する講座の開催	社会全体で子育て支援を行うことの市民の理解を深めるため、講座・講演を行います。	こども課 生涯学習課	◎ ◎	
7 (再掲)	家庭教育学級の開催	小学校・中学校と連携した子育て支援やお互いの人格を尊重し認め合い、名前で呼び合うなど、思いやりのある家庭に関する学習会を開催します。	生涯学習課	◎	○
11	子育てハンドブックの配布	母子健康手帳交付時等に、子育てハンドブックを配布し、家庭における子育ての情報提供を行います。	こども課 健康増進課	◎ ○	
12	食育講座	食に関するマナーや食の選択能力を育む講座を開設します。	学校教育課 こども課	◎ ○	
13	多様なライフスタイルを尊重する意識を育む啓発の推進	家庭生活や地域社会へ参画する多様なライフスタイルについての情報収集と提供を行い、意識啓発を図ります。	企 画 課 生涯学習課	○ ○	○

施策③ 教育の場における男女共同参画の推進

施策の目的

学校を含めた生涯にわたるあらゆる教育の機会において人権教育や男女平等教育を推進し、幼児期から高齢期に至るまで性別にとらわれず、その人の個性を尊重できる人権意識や男女共同参画の意識づくりを充実させます。

現況と課題

教育の場においては、これからの社会を担う子ども達が、社会の中で自分らしく生きていくために、個人の個性や能力を尊重する人権教育や男女平等教育が必要です。

平成17年度に実施した「中生意識調査」によると、家事・育児・介護など家庭内のことは主に女性（母親）が行っていると回答しています。子ども達の意識の中には、家事等は女性（母親）の役割といった意識があるのか、半数以上の生徒は家庭においても男女は平等であると考えています。また、男女平等の推進では、「子どもの頃から、様々な場において男女平等についての意識啓発や学習機会の充実」が求められています。

保育園や幼稚園、学校は子ども達の生き方、考え方に大きな影響を与える場であることから、学校教育において、発達段階に応じ、男女の身体的な違いや特性を踏まえたうえで、教育関係者に対して男女共同参画に関する理解の促進を図る必要があります。そのためには研修内容の充実や、学校運営等に男女共同参画の視点を導入することが大切です。

子ども達が成長していく過程の中で、性別にとられることなく、それぞれの個性と能力を尊重する男女平等の意識が自然と身に付けられるよう、様々な教育の場において、人権の尊重、男女の平等、相互理解と協力についての意識づくりが必要です。

施策の体系

施策

教育の場における
男女共同参画の推進

基本事業

- ① 男女共同参画の視点に立った幼児期からの教育・学習の推進
- ② 生涯学習での男女共同参画の啓発

基本事業

① 男女共同参画の視点に立った幼児期からの教育・学習の推進

保護者の意識や生活態度、また教育現場等における男女差別や不必要な男女区別は、幼児期からでも知らず知らずに子ども達の意識や行動に大きな影響を及ぼしています。そのため保護者や教職員等が、子どもの教育に対する責任を自覚し、役割を改めて認識することが重要であるとの観点から、男女共同参画の視点に立った学習の機会を充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び 時期	協働
14	幼児教育の充実	幼児期から他者への共感、思いやりを育むとともに、個性を大切にし、男女共同参画の視点に立った教育を家庭、教育及び地域で実践します。	こども課 生涯学習課	◎ ○	
15	子育てに関する講座の充実	男女が平等に共同して子育てを担っていくという意識を醸成するため、家庭教育講座等の学習機会の充実に努めます。	こども課 生涯学習課	◎ ◎	○
16	親子料理教室等の開催	食事づくりなど親子での体験活動を通じて、望ましい食習慣を幼いときから身につけさせるよう食育を推進します。	健康増進課 こども課	◎ ◎	○
17	個性を生かす教育推進事業	小・中学校に少人数学級・ＴＴ教員等を配置し、児童・生徒一人ひとりの能力・個性に応じた教育を推進します。	学校教育課	◎	
18	技術・家庭科教育の充実	男女が相互に協力し、家庭の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性を認識させるため、技術・家庭科教育の充実に努めます。	学校教育課	◎	
19	健康教育の充実	児童・生徒が自らの健康について正しい知識と情報を得て、生涯を通じて健康を大切に管理し、改善していく能力の育成に努めます。また、自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりを持つことができるように、発達段階に応じた健康教育の充実に努めます。	学校教育課	◎	
20	情報教育の推進	児童・生徒の情報及び情報手段を適切に選択・活用する能力など、メディア・リテラシーの育成に努めます。	学校教育課	◎	

21	体験学習の実施	男女別の職業意識をもつことなく、生徒が主体的に将来の方向を決定できるよう、職場見学や職場体験学習等を実施します。	学校教育課 商工観光課	◎ ◎	
22	児童・生徒等の名簿の男女混合化の促進	男女別名簿は、男が先、女は後の意識を生み出す原因になっているとの意見もあり男女混合名簿を採用していきます。	学校教育課	◎	
23	教育関係者・保育関係者への研修等の推進	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるための研修等を実施します。	教育総務課 学校教育課 こども課	○ ◎ ◎	
24	人権教育・男女平等教育の推進	人権教育研究校を指定し、実践を図ります。男女の性別にとらわれずお互いを認め合う男女平等教育を推進します。	学校教育課 市民課	◎ ◎	
25	個性重視の進路指導の充実	間違った男女別の職業観等にとらわれず、本人の適正・希望を踏まえ、主体的に進路の選択ができるよう、適切な指導の充実を図ります。	学校教育課	◎	
26	性教育の充実	自ら判断し、望ましい行動がとれるよう児童・生徒の発達段階に応じた性教育を進めます。	学校教育課 健康増進課	◎ ◎	

② 生涯学習での男女共同参画の啓発

市民の誰もが参加できる時間帯、内容などに配慮し、生涯にわたって学べる多様な学習機会の確保と、生涯学習を充実させ、市報・ホームページ等で情報を提供します。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
27	公民館主催事業の充実	公民館主催事業に、女性の社会参画支援や、男性の生活面での自立の支援等、幅広い分野で男女共同参画の促進につながる内容の講座を盛り込み、学習内容の充実を図ります。	生涯学習課	◎	
28	人権教育指導者の養成	人権教育・啓発を推進するため、人権教育指導者の養成に努めます。	生涯学習課 市民課	◎ ○	○
29	世代間交流事業	公民館サークルと連携し、学校と地域との世代間が交流できる事業を実施します。	生涯学習課	○	○

30	映画上映事業	映画鑑賞会を開催し、人権教育に関する優良な映画作品を提供します。	生涯学習課 市 民 課	○ ◎	
31	講座教室等 開催事業	男女共同参画社会の実現に向けた各種講座教室等の充実のため、CSO等の主催による教室開催の支援を行います。	生涯学習課	○	○
32	学習資源を生かす 環境づくり	大学・高校や事業所またCSOなどとの協働により、多彩な学習資源を生かす環境づくりを進めます。	教育総務課 生涯学習課	○ ○	○
33	学校施設開放 事業	生涯学習を積極的に推進するため、地域の身近な生涯学習の場として、学校のグラウンド、体育館、パソコン室等の特別教室の利用を推進します。	教育総務課 生涯学習課	◎ ◎	
34	メディア・リテ ラシーの向上	メディア・リテラシーの一環として、男女の人権を尊重した表現等を認識できるような教育を進めるとともに、学習の機会を提供します。	学校教育課 生涯学習課	◎ ○	○
35	男女共同参画の 視点に立った 市報・ホーム ページ等の作成	市報・ホームページ等に国・県の動きや各相談業務・研修会情報などを掲載します。	秘書広報課 企 画 課	◎ ◎	
36	出前講座の実施	男女共同参画に関する出前講座を実施します。	企 画 課	◎	○
37	各種事業の開 催日時の配慮	男女にかかわらず、様々な年代、様々なライフスタイルの人が、市が開催する行事や事業などに参加しやすいよう、開催日時に配慮します。	関 係 各 課	◎	
38	生涯学習 人材バンクの充実	市民の自主的・自発的な活動が支援できるよう、男女共同参画に関する人材登録を促進し、派遣の充実に努めます。	生涯学習課 企 画 課	○ ○	○ ○
39	人権講座の開催	若い人たちを対象に人権教育と男女共同参画の意識啓発を図るため、若者自身が企画・立案したドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの防止等についてのイベントや講座を開催します。	市 民 課 企 画 課	◎ ○	○

施策④ 地域における男女共同参画の促進

施策の目的

少子高齢化等による社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくため、男女が対等な構成員として、地域活動に参画できるよう、地域における男女共同参画を推進します。

現況と課題

地域の環境整備や子育て支援などの取り組みは多種多様であり、こうした様々な地域活動は、今後より一層の重要性を増し、期待や関心も高まっています。

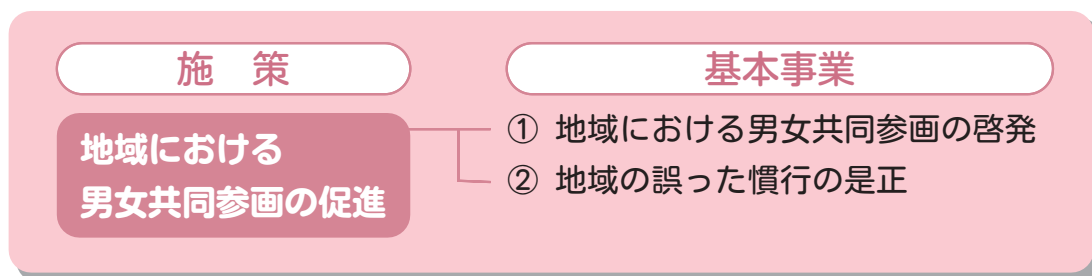
しかし、地域活動の中においても、男女の役割に対する固定的な考え方が現在でも根強く見られます。

平成17年度に実施した「市民意識調査」によると、地域における差別に関しては、「職場」「家庭」に次いで「地域での差別」が多いと感じられています。市内の自治会に占める女性の区長の割合は、平成17年度の0^{ゼロ}から平成18年度は、1.7%と若干増加しましたが、まだ低い数値です。特に小中学校PTA会長に至っては、全て男性であり、自治会やPTAなどの地域活動においては、慣行やしきたりなどの性別による役割分担が存在し、方針決定の場への女性の参画を妨げる要因となっていると考えられます。

これからはそうした地域における慣習等にとらわれることなく、男女が対等な構成員として協力し合い、互いの意見を反映させることが必要です。

そのため、CSOなどの各種地域活動に男女が積極的に参画できるよう啓発活動等を通じて、地域における男女共同参画の促進を図ることが必要です。

施策の体系



基本事業

① 地域における男女共同参画の啓発

自治会やボランティア活動など地域社会活動への男女共同参画を促進するための、啓発活動を実施します。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び 時期	協働
40	地域活動や各種ボランティア活動等における男女共同参画促進のための啓発	あらゆる地域活動において、男女が共に参画しやすい環境をつくるための、啓発活動を行います。	総 務 課 社会福祉課 生涯学習課	◎ ○ ○	
41	地域活動などの方針決定の場への女性の参画促進	自治会やPTA、ボランティア活動など地域活動の組織・団体の方針決定の場への女性の参画を促進するための、啓発活動を行います。	全 課	◎	

② 地域の誤った慣行の是正

男女共同参画社会の実現を阻害する社会制度や慣行の見直しのための意識啓発を図ります。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び 時期	協働
42	社会の変化と伝統的慣習との関連についての講座等の開催	男女共同参画の視点に立ち、伝統的慣習での性別による役割分担等についての講座を開催します。	企 画 課	○	○
43	社会制度や慣行に関する調査	男女共同参画の視点で社会制度や慣行について調査を行います。	企 画 課	○	
44	男女が共に参画する地域活動の促進	地域での交流や市民組織の活動に男女共同参画の視点を取り入れ、男女が共に参画することにより、より活発な活動となるような啓発を行います。	総 務 課 企 画 課 生涯学習課	○ ◎ ○	○

施策⑤ 職場における男女共同参画の促進

施策の目的

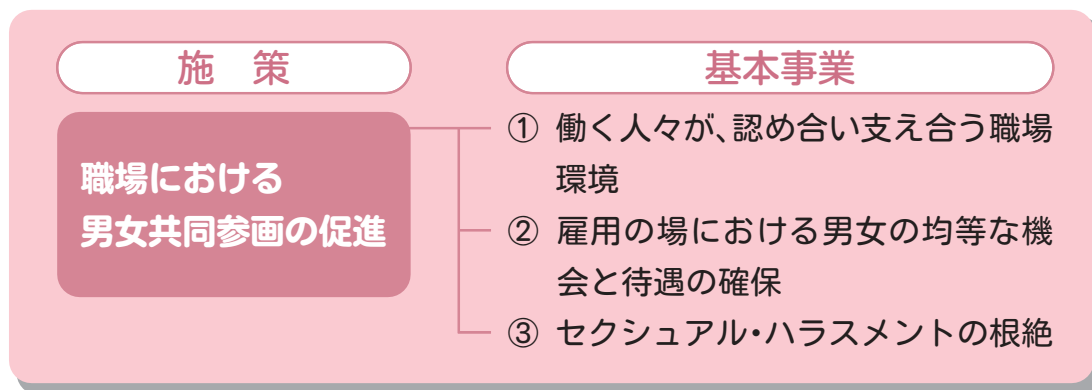
男女がともに仕事と家事・育児・介護等の家族的責任との両立ができ、多様な働き方の選択ができるよう、女性の就労に対する理解を深めるとともに、各種の法制度の周知・徹底を図ります。また、職場における慣行を見直し、男女がともに働きやすい職場づくりを促進します。

現況と課題

職場の中においても、男女の役割に対する固定的な考え方が現在でも根強く見られます。平成17年度に実施した「市民意識調査」によると、年代で感じ方の違いはあるものの、職場では約60%の人が男性優遇と感じており、平等と感じている人は19.9%にすぎない結果となっています。また、職場における差別やセクシュアル・ハラスメント等の問題の発生も多く見られました。

雇用の場での均等な機会と待遇の確保を図るため、あらゆる分野での意識改革を進める取り組みが必要です。そのためには、国や県等各関係機関との連携を図りながら労働関連法令の周知や男女平等に関する取り組みを推進することが重要です。また、すべての男女に対して、性別により差別されることがなく労働が正当に評価され、経済的地位が確保されるような労働環境を整備するとともに、働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境の整備など適正な労働条件の整備の促進について啓発活動が必要です。

施策の体系



基本事業

① 働く人々が、認め合い支え合う職場環境

男女がともに仕事を続けながら家事・育児・介護など家族的責任を果たすことができるよう、事業所などに対し育児・介護休業法、労働時間短縮やフレックスタイム制等についての広報・啓発・周知活動を充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
45	佐賀県男女共同参画推進員との連携	佐賀県が設置する男女共同参画推進員と連携を図り、事業所等への広報・啓発活動を行います。	企 画 課	◎	○
46	職場内慣行見直しのための啓発の推進	事業所等における職場内慣行や性別による固定的役割分担意識見直しのための啓発活動を行います。	企 画 課 商工観光課	◎ ◎	○
47	雇用の分野の法律や制度に関する情報提供	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、最低賃金法、労働基準法、労働者派遣法等の周知を推進します。	商工観光課 企 画 課	◎ ◎	○
48	再就職等に関する情報提供	結婚や出産・育児・介護などで退職した女性等の再就職や企業を支援するため、情報提供を充実させます。	商工観光課	◎	
49	若年者の健全な職業観を育成する教育の充実	就業意識の醸成をはかり、幅広い職業選択のためのインターンシップ促進事業を充実させます。	学校教育課	◎	○



② 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

事業所に対して、女性の適正な雇用に関する情報を提供し、能力に応じた管理職等への登用など男女の機会均等の促進について働きかけを行います。

また、男女平等な職場環境の整備に向けて改正・強化された「男女雇用機会均等法」についての広報・啓発活動を充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び 時期	協働
46 (再掲)	職場内慣行 見直しのための 啓発の推進	事業所等における職場内慣行や性別 による固定的役割分担意識見直しの ための啓発活動を行います。	企 画 課 商工観光課	◎ ◎	○
50	事業所への 女性管理職登用 についての 啓発の推進	事業所等における女性管理職登用状 況や登用目標値の設定といった事例 についての情報収集・提供を行い、 女性の活用に関する啓発活動を行 います。	企 画 課 商工観光課	○ ○	
51	男女共同参画に 関する事業所 アンケート	事業所に対して、育児休業取得等 についての実態調査を実施します。	企 画 課	◎	○
47 (再掲)	雇用の分野の 法律や 制度に関する 情報提供	男女雇用機会均等法、パートタイム 労働法、最低賃金法、労働基準法、労 働者派遣法等の周知を推進します。	商工観光課 企 画 課	◎ ◎	○

③ セクシュアル・ハラスメントの根絶

「改正男女雇用機会均等法」及び同法に基づく指針についての周知を行い、セクシュアル・ハラスメントに対する事業主等の認識を高めるとともに、根絶に向けた防止対策の徹底を図るため、男女共同参画に関する職場研修等を積極的に進めます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び 時期	協働
52	民間企業における セクシュアル・ ハラスメント防止 に関する意識啓発	佐賀労働局などと連携してセクシュ アル・ハラスメント防止に関する意 識啓発に努めます。	商工観光課 企 画 課	◎ ○	○
53	市職員向け セクシュアル・ ハラスメント 相談員の設置	市職員向けのセクシュアル・ハラス メント相談員を設置します。	総 務 課	◎	